

# 人権 について 考えよう

12月4日～10日は人権週間

私たちの社会や日常生活の中では、人権に関わるさまざまな問題が発生しており、他者からの心ない言動で悩み、傷ついている人がいます。私たち自身が幸せに生きる権利（人権）を持っているように、相手も同じく人権を持って

12月10日は人権デー

います。自分の言動が思いがけず誰かを傷つけていないか、相手の気持ちになって振り返ってみましょう。また、周囲に悩んでいそうな人がいたら声をかける等、一人ひとりの人権が守られる社会をみんなで作っていきましょう。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

人権問題で悩み、傷ついている人がいます  
相手の気持ちを想像してみましょう

イラストは一例です。人権に関する  
困りごとは、迷わず相談しましょう。  
※相談窓口は中面をご覧ください

インターネット上の誹謗中傷・  
特定地域に対する差別



子どもへの虐待



パートナーからの暴言・暴力(DV)



高齢者への暴言・暴力



障がい者への偏見・差別



職場でのハラスメント



性自認・性的指向に対する  
偏見・差別



特定の国籍の人への差別的言動



犯罪被害者やその家族への  
中傷・無理解



## ▶一人ひとりが尊重される地域社会を目指して

人は皆、生まれながらにして自由であり、一人ひとりがかけがえのない存在として分け隔てなく取り扱われるべきである、との願いが込められた「世界人権宣言」が国連で採択されてから、今年で75周年を迎えます。

このような社会の実現に向けて、国内外で多くの努力が重ねられてきましたが、現実には、今なお、世界各地で紛争や迫害により多くの人命が失われる人権侵害が発生しています。国内においても、子どもや高齢者、障がい者等、社会的に弱い立場の方々に対する虐待や人権侵害、インターネットを悪用した誹謗中傷等、さまざまな課題があります。

人権は、誰もが生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利であり、他人にそれを脅かす権利はありません。この何にも代えがたい権利を守るためには、一人ひとりがお互いの違いや多様性を認め合い、相手のことを自分のことと同じように考え、大切にすることが何よりも重要です。

それはまた、この荒川の街に受け継がれてきた、他人を思いやる温かな心と重なるものでもあります。区では、これからも、区民の皆様とともに、人権が尊重され、誰もが幸せに暮らすことのできる地域社会の実現に向け、全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。



荒川区長  
にしかわ たいいちろう  
西川 太一郎



# 知ってほしい 身近にある

# じんけん

お互いの人権を尊重するためには、

- 人権に関心を持つこと
- さまざまな人権問題について正しく知ること
- 自分の中の差別意識や偏見に気付くこと
- ほかのひととの違いを認めてともに歩むこと

が大切です。さまざまな人権問題について理解を深めましょう。

※各相談窓口は、指定があるもの以外、祝日等はお休みです



## インターネットによる人権侵害をなくしましょう

- インターネット上で、個人を誹謗中傷したり、差別的な書き込みをする等の人権侵害が発生しています
- SNSによる子ども同士のいじめや、子どもを狙った性犯罪等も発生しています
- 手軽に利用できるインターネットですが、他人が不快に思うことや個人情報不用意に書き込まない等、正しく利用し、被害者にも加害者にもならないようにしましょう

- ▶ 違法・有害情報相談センター（総務省）（右の二次元コード）  
🌐 <https://ihaho.jp/>
- ▶ こどものネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」（東京都）（右の二次元コード）  
🌐 <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>



## 子どもの命と権利を守りましょう

- 児童虐待・いじめ・体罰・児童買春等により、子どもの命や権利が脅かされており、特に児童虐待は深刻な問題となっています
- 将来にわたって心身に深刻な影響を及ぼしかねない虐待等から子どもたちを守るとともに、子どもを権利の主体として尊重しましょう
- 子どもを産み育てる親の悩みや不安に寄り添い、お互いに笑顔になれるよう、地域全体で子育てを応援しましょう

- ▶ あらかわ子どもほっとらいん（右の二次元コード）
- ▶ あらかわキッズ・マザーズコール24  
☎ 0120(536)883（24時間・年中無休）  
※妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます
- ▶ 荒川区子ども家庭総合センター  
☎ (3802)3765（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189（24時間・年中無休）



## 女性の人権を守りましょう

- 女性が被害者になる割合が高い、DV・性犯罪・ストーカー行為等は、被害者を深く傷つける重大な人権侵害です
- 性別に基づく固定的な役割分担意識は、未だに人々の意識や社会の慣行に残っており、家事・育児時間の分担割合や職場における昇進・賃金の男女間の格差等が問題となっています
- DVや性犯罪等を許さないという意識を社会全体で共有するとともに、性別に関わらず、お互いの立場を尊重し、その個性と能力が十分に発揮できるよう協力しましょう
- 悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談窓口へ相談しましょう

- ▶ 女性の人権ホットライン（東京法務局） ☎ 0570(070)810（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ DV相談<sup>子</sup>（内閣府）  
☎ 0120(279)889（24時間・年中無休）
- ▶ 荒川区配偶者暴力相談支援センター  
☎ (3806)3075（月～金午前8時30分～午後5時）
- ▶ こころと生き方・DVなんでも相談（アクト21）  
☎ (3809)2890（第1火午後5時～8時、第1金・第2火・第4火・金午前10時～午後4時、第2金・第3火・金午後2時30分～午後8時、第2土午前10時～午後3時〈予約制〉）

## 高齢者の人権を尊重しましょう

- 高齢者に対する、家族や介護者等による暴言・暴力、無視、資産の無断処分等の虐待が問題となっています
- 大きな社会問題となっている特殊詐欺や悪質商法の被害者の多くは、高齢者です
- 高齢者が地域で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者に対する理解を深め、地域ぐるみで高齢者の人権を守っていきましょう
- 認知症等による判断能力の不足を補うための成年後見制度の活用が必要な場合は、費用助成の制度等があります。相談窓口へご相談ください

- ▶ おとしよりなんでも相談（区役所2階高齢者福祉課内）  
☎ 内線2675（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ 各地区の地域包括支援センター
  - 南千住東部 ☎ (3805)5702 ● 東尾久 ☎ (5855)8513
  - 南千住西部 ☎ (5604)5710 ● 西尾久 ☎ (3893)3555
  - 荒川 ☎ (5855)3323 ● 東日暮里 ☎ (5615)3171
  - 町屋 ☎ (3894)3568 ● 西日暮里 ☎ (3807)3828
- ▶ 成年後見センター・あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会）  
☎ (3802)3396（月～金午前8時30分～午後5時15分）

## 障がい を理由とする偏見や差別をなくしましょう

- 障がいのある方に対する、嫌がらせや心ない言葉の投げかけ、乗車やサービス提供の拒否等の人権侵害が問題となっています
- 社会全体で、障がいのある方が日常生活や社会生活において制限を受けないようにすること（バリアフリー）が求められています
- 障がいに対する理解を深め、身の周りの障壁（心のバリアを含む）を取り除くための配慮や協力をしていきましょう
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、事業者は、障がいがある方から何らかの対応を伝えられたときには「合理的配慮の提供」を行うことが義務となります（耳が不自由な人に筆談で意思を確認する等）

- ▶ 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）  
☎ 内線2685（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター  
☎ (3802)3151（24時間・年中無休）

## ハラスメント はやめましょう

- 「嫌がらせ、いじめ」を意味するハラスメントは、日常生活のさまざまな場面で問題となっており、例えば次のようなものがあります
  - ▶ パワーハラスメント（職場等での優位性を利用した嫌がらせ）
  - ▶ セクシュアルハラスメント（不快な性的言動等）
  - ▶ マタニティハラスメント（妊娠・出産を理由とした嫌がらせ）
  - ▶ カスタマーハラスメント（顧客の不当な要求や悪質なクレーム）
- 相手を不快にさせ、尊厳を傷つける言動は人権侵害という認識を持ち、相手の気持ちに配慮した言動を心掛けましょう
- ハラスメントで悩んでいる方は、相談窓口へ相談しましょう

- ▶ みんなの人権110番（東京法務局） ☎ 0570(003)110（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ 東京都ろうどう110番（東京都） ☎ 0570(00)6110（月～金午前9時～午後8時、土午前9時～午後5時）

## 多様な性のあり方 について正しく理解しましょう

- 「法律上の性」と「心の性（性自認）」が一致していないことや、「好きになる性（性的指向）」が同性や両性に向いていること等に対する偏見や差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます
- 性のあり方にも個性があることを正しく理解し、日ごろから配慮した言動を心掛けましょう
- 相談窓口は、当事者のほか、家族、職場関係の方も利用できます

- ▶ L G B T 専門相談（アクト21） ☎ (3809)2890（第4火午後4時～6時〈予約制〉）※例の場合は第3火
- ▶ T o k y o L G B T 相談専門電話相談（東京都）  
☎ 050(3647)1448（火・金午後6時～10時）

## 部落差別（同和問題）を正しく理解しましょう

- 部落差別（同和問題）は、歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な人権問題です
- 近年、インターネット上で、特定の地域を同和地区として掲載する等の悪質な事案が発生しています
- 部落差別解消法に基づく国の実態調査結果\*では、部落差別（同和問題）に関する正しい理解が進む一方、偏見や差別は依然として解消されていないことが報告されています
- 正しい知識を持ち、差別解消に向けて取り組みましょう
- \*法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）

- ▶ 総務企画課人権推進係（区役所4階）  
☎ 内線2271（月～金午前8時30分～午後5時15分）
- ▶ 同和問題に関する専門相談（東京都）  
☎ (6240)6035（火・金午前9時～正午、午後1時～5時）

## 外国人 への偏見や差別をなくしましょう

- 外国人であることを理由として、賃貸住宅への入居拒否や就労に関して不合理な扱いをするといった事案が発生しています
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっています
- 文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう
- 差別で困っている人は、一人で悩まないで相談しましょう

- ▶ 外国語人権相談ダイヤル（法務省）  
☎ 0570(09)0911（月～金午前9時～午後5時）
- ▶ 外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省）（右の二次元コード）  
🌐 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>  
【対応言語】 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



## 災害に伴う人権問題 について理解を深めましょう

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の特性に合わせた配慮や環境整備等が課題となっています
- 災害時には、要配慮者の情報把握や避難支援、避難所等での生活支援等で、近隣住民の助け合いが必要です
- 風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることのないようにしましょう

## 感染症 に関する偏見や差別をなくしましょう

- HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活等におけるさまざまな場面において、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう

## アイヌの人々 に対する偏見や差別をなくしましょう

- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

## 刑を終えて出所した人やその家族 に対する偏見や差別をなくしましょう

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職等が難しく、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

## 路上生活者 に対する偏見や差別をなくしましょう

- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

## 人身取引 についての認識を深めましょう

- 人身取引は、犯罪組織等が、暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりがその実態を知り、社会全体の問題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

## 犯罪被害者やその家族 の人権に配慮しましょう

- 犯罪被害にあった方やその家族の中には、周囲の心ないうわさや中傷・偏見等によって精神的な苦痛（二次的被害）を受け、長期にわたり苦しんでいる方がいます
- 特に、性犯罪・性暴力の被害者は、被害が深刻であるにも関わらず、誰にも相談できず、必要な支援が行き届かない恐れがあります
- 被害者やその家族が置かれた状況や心情を理解し、当事者の気持ちに寄り添った対応をしましょう

- ▶ 公益社団法人被害者支援都民センター ☎ (5287)3336（月・木・金午前9時30分～午後5時30分、火・水午前9時30分～午後7時）
- ▶ 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救済ダイヤルNaNa）  
☎ (5577)3899（24時間・年中無休）

## 拉致問題 についての認識を深めましょう

- 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により、日本各地で多くの日本人が拉致され、区内でも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します
- 我が国の主権に対する侵害であり、重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であり、国際社会全体で取り組むべき課題です
- この問題を決して風化させることなく、解決に向けて、一人ひとりが関心と認識を深めていきましょう

### 12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、本週間が定められました。

- ▶ 内閣官房拉致問題対策本部（右の二次元コード）  
🌐 <https://www.rachi.go.jp/>



## 人権週間パネル展・北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展

期 間 11月29日(火)～12月18日(月)

時 間 午前9時～午後5時

会 場 荒川さつき会館1階ロビー

内 容 小学生の人権標語、中学生の人権ポスター、平和なまち絵画コンテスト応募作品、人権啓発パネル等の展示



## 人権週間講演会 ヤングケアラーに光を 十八歳からの十年介護

ヤングケアラーとは、家事や、家族の世話等を大人に代わって日常的に行っている子どものことです。ヤングケアラーについて一緒に考えてみましょう。

日 時 12月9日(土)午後2時～4時

会 場 ゆいの森あらかわ ゆいの森ホール

定 員 100人（申込順）※手話通訳あり

託 児 2歳以上の未就学児、4人まで（申込順）  
※託児申込は12月5日(火)午後5時まで

講 師 フリーアナウンサー・町 壱聖氏

申込み 電話・ファクス・荒川区ホームページ（右の二次元コード）で、イベント名・住所・氏名・電話番号・託児の有無（有の場合はお子さんの氏名と年齢も）・手話通訳または車いす席利用の有無を、荒川さつき会館 ☎ (3802)2050 ㉠ (3802)2998

### ヤングケアラー関連図書 の 展示

期 間 12月10日(日)まで

会 場 ゆいの森あらかわ1階 エントランスホール





ひとりで悩まず、誰かに相談～あなたの街の相談パートナー

# 人権擁護委員をご存じですか

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、地域の方等からの人権相談や、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発等の活動を行っています。

## 相談活動

嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

日 時	第2(休)午後1時30分～3時30分 (予約制)
費用	無料
予約・問合せ	総務企画課人権推進係 ☎内線2271

### 区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| ▶池田 明子 | ▶小澤 清  | ▶砂田 厚美 |
| ▶伊藤 花恵 | ▶小林美奈子 | ▶高田 正道 |
| ▶上原憲太郎 | ▶榊 真理子 | ▶松熊 貴代 |
| ▶宇津井洋子 | ▶神保 秀久 |        |

## 花とともに育つ人権の思い

### 人権擁護委員 砂田 厚美氏



人権擁護委員として、初めての仕事は「人権の花運動」という普及啓発活動でした。

この運動は、主に小学生を対象とした啓発活動で、昭和57年度から実施されています。これは、学校に配付した花の種子・球根等を子どもたちが協力し育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたものです。

長い間、きれいな花を楽しむためには、水やり等のお世話が欠かせません。花を育てることで、自然とみんなと協力してお互いを大事にしていくことを学ぶ機会になっていると思います。そして、「相手の気持ちになって考える」「相手を尊重する」「お互いを認め合い、大切にすること」ということが、お互いの人権を守ることに繋がると、気付いてくれることを願っています。

人権擁護委員の普及啓発活動は、ほかにも「全国中学生人権作文コンテスト」「人権教室」等があります。「人権」の考え方が理解され、多くの子どもたちの心の中に育つことを願って、今後も啓発活動に努めてまいります。

## 普及啓発活動

### 人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや思いやりの心を育むことを目的に実施しています。令和5年度は、第二瑞光小学校と第二峡田小学校の子どもたちが取り組みました。



▲第二瑞光小学校の皆さん



▲第二峡田小学校の皆さん

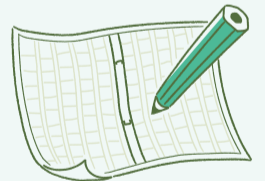
### 人権教室

人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権についての授業を行い、思いやりの心や人権尊重の大切さを一緒に考える取り組みを行っています。

### 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、日常生活で感じた人権に関する作文を書くことを通じて、人権尊重についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

令和5年度は、荒川区代表として南千住第二中学校1年・岡部一翔さんの「新たな世界へ」が選ばれました。



## 子どもたちの人権メッセージ

小学生が、身近にある人権についての考えをメッセージにすることで、人権への理解を深め、人権尊重の意識を育むことを目的に実施しています。令和5年度は、荒川区代表として第二峡田小学校6年・堀航太郎さんの作品が選ばれました。



第二峡田小学校6年  
堀航太郎さん

大切じゃない  
個性はない

ぼくは、男女差別は、絶対にやってはいけなと思います。昔は、男子は黒色のランドセルと決まっていたそうです。ぼくは、このように性別で使う物の色が決まってしまうことにとてもおどろきました。

最近、ランドセルの色も自由になったり、制服も選べるようになってきたりして、男女差別はなくなってきたと感じています。

ぼくは、次のような経験をしたことがあります。ぼくの自転車は、ピンク色でした。友達と遊びに行くためにピンクの自転車に乗って行くことになりました。最初は、友達に笑われそうではなかった。乗るのがいやでした。でも、遊びに行ったら友達も、笑うことなく、「かわいいね。」と言ってくれました。それからピンク色の自転車に乗るのが平気になりました。心の中では、そう言ってもらってすごくうれしかったことを覚えています。

このような経験を通して、男だからこつするべきだ、女だからダメだ、という差別がなくなることを願っています。ぼくは、差別をなくすために人を見た目や性別だけで判断しないようにしたいと思っています。

人は、着ている服も別々でかみ型もそれぞれ、考え方や感じ方も人によってちがいで、それと同じで人の個性も様々です。全てが同じ人なんていないのだから、その人の個性をききつけず、その人の個性、人権を一つ一つ大切にしていってほしいです。一人一人の個性、人権を生かしていきける社会で、ぼくは、自分の個性や自分の意見を大切にしていきたいです。